

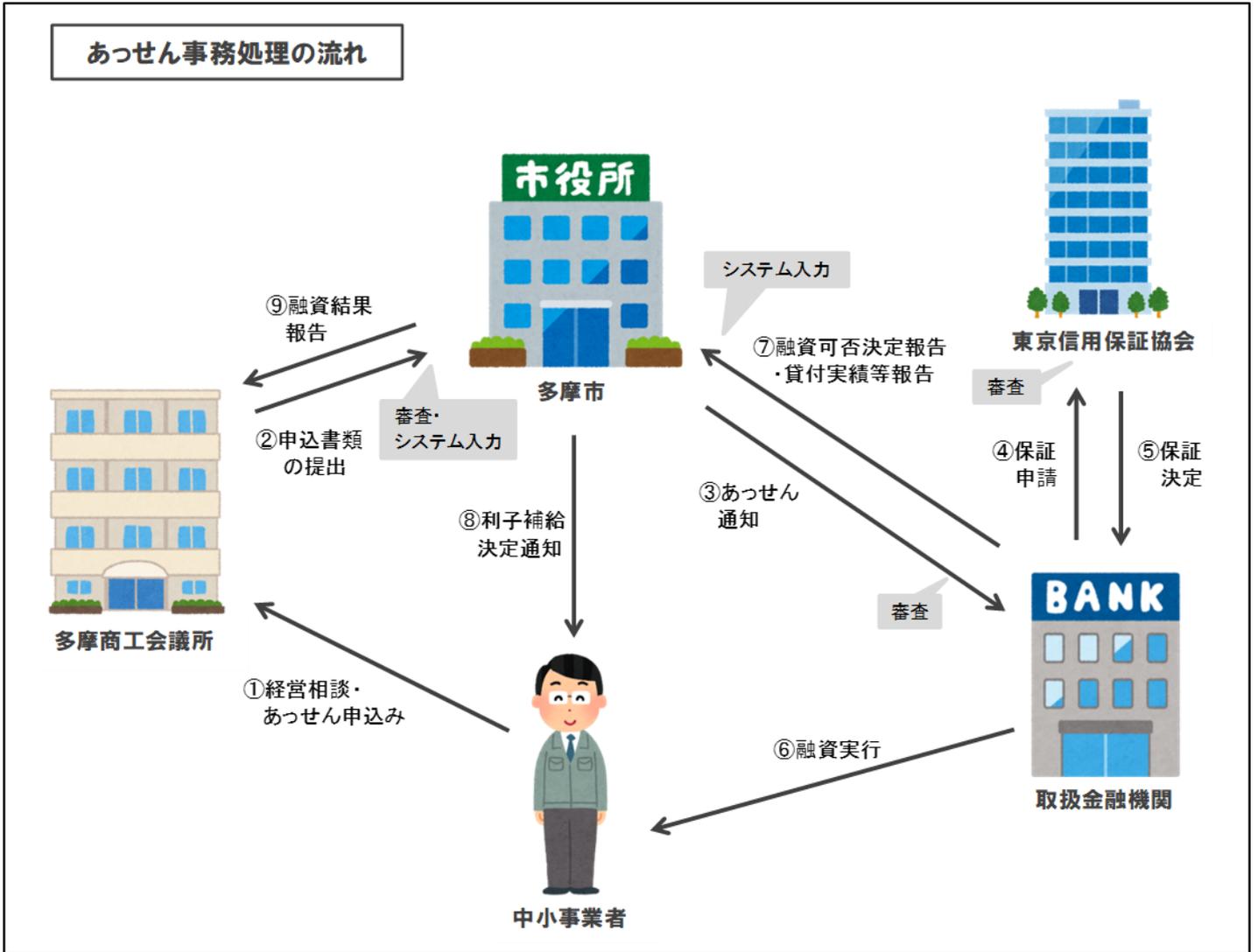
中小企業事業資金貸付け あっせん制度業務 金融機関向けマニュアル

2024/04/01

内容

◇融資あっせん制度の大まかな流れ.....	2
◇毎月の実績報告について.....	3
(1) 報告方法.....	3
◇実績報告以外の報告について.....	3
(1) 繰上返済報告書.....	3
(2) 変更等報告書.....	3
(3) 代表者変更届.....	3
(4) 代位弁済報告書.....	3
◇利子補給について.....	4
(1) 提出書類について.....	4
(2) 利子補給金支払い後に利子補給停止事案が発覚した場合.....	4
◇年度当初の契約について.....	5
(1) 契約意向確認.....	5
(2) 契約手続き.....	5
(3) 契約完了.....	5
◇その他の注意事項について.....	6
(1) あっせん通知受け取り後に変更が生じたら・・・.....	6
(2) 都連携について.....	6
(3) 設備資金について（特に車両）.....	6
(4) 各様式の掲載場所.....	6
(5) 利子補給の停止事由について.....	7

◇融資あっせん制度の大まかな流れ



◇毎月の実績報告について

(1) 報告方法

- ① 毎月分の融資結果を、翌月 10 日（必着、休日の場合は前営業日）までに経済観光課へ報告をお願いします。該当がない場合は、「該当なし」と記入し、ご提出ください。
なお、年度末報告については、下半期の利子補給金の支払いのため、提出期限を早めることがあります。締切日については、適当な時期になりましたら、経済観光課よりお電話します。
※報告については郵送で経済観光課宛にお送りください。
- ② 融資可否決定報告書（様式 8）、貸付実績報告書（様式 1 2）を合わせてご提出ください。
なお融資を実行した場合は、東京信用保証協会発行の「信用保証書」の添付もお願いします。
- ③ 下記の「◇実績報告以外の報告について」に該当がある場合も、一緒にご報告をお願いします。

◇実績報告以外の報告について

(1) 繰上返済報告書

- ① 繰上返済が発生した場合は、「繰上返済報告書（第 11 号様式の 2）」の提出をお願いします。
- ② こちらの報告書をもとに、市は利子補給の停止及び保証料の補助金返還請求を行いますので、漏れのないようご報告をお願いします。特に借換え融資の記入欄は漏れなくご記入ください。

(2) 変更等報告書

- ① 市外転居、法人成り、社名・代表者、その他の変更が発生した場合、「中小企業事業資金貸付けあわせん変更等報告書（第 14 号様式）」の提出をお願いします。
- ② 「変更日」は事業者から金融機関へ届出があった日や登記日ではなく、変更日（住所変更の場合は住民票等に記載の移動日（移転日））をご記入ください。
- ③ 住所変更の場合は、新しい電話番号も記載してください。
- ④ 添付資料

変更項目	添付書類
市外転出・市内転居・	法人：法人登記簿謄本の写し 個人：住民票の写し
法人成り	法人登記簿謄本の写し
社名変更・代表者変更	法人登記簿謄本の写し

※信用保証書が新たに発行されている場合は、変更後の信用保証書の写しも添付してください。

- ⑤ 住所が市外へ変更された場合は、市の利子補給を停止しますので、漏れのないようお願いします。（市外に住所が移った日をもって利子補給停止となります）

(3) 代表者変更届

- ① 各支店の代表者の方が、異動等で変わられた場合は、ご提出をお願いします。
- ② 利子補給時に請求書と市に登録のある代表者に相違があると、お支払いができません。漏れのないよう、ご報告をお願いします。

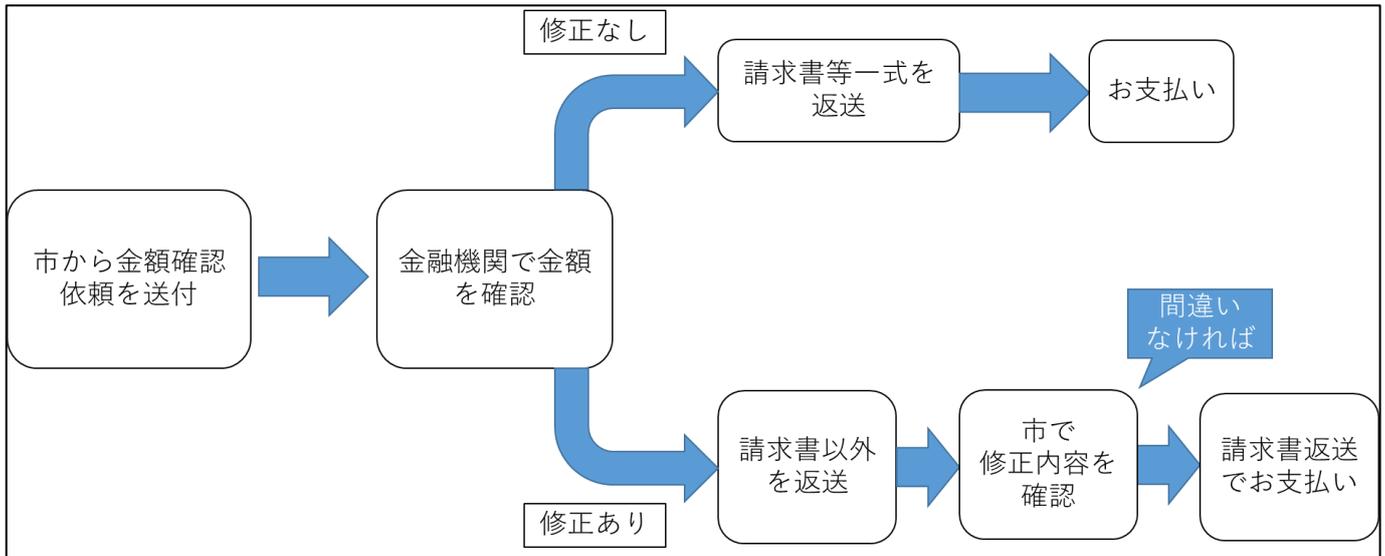
(4) 代位弁済報告書

- ① 代位弁済が発生したら、「代位弁済報告書（第 11 号式の 3）」のご提出をお願いします。
- ② こちらの報告をもとに、利子補給停止を行いますので、漏れのないようお願いします。

◇利子補給について

① 多摩市では毎年度、上半期・下半期の2回に分けて利子補給金を交付します。

② 手続きイメージ図



(1) 提出書類について

① 毎年度、9月と3月の実績報告処理が終わりましたら、下記の書類を多摩市の方から郵送します。

書類	備考
請求手続きの依頼文	手続きの詳細を記載しています。 ご一読ください。
利子補給件数・金額確認表	件数、金額及び市計算額との差異が生じている理由をご記載ください。 提出書類の内容について、お問合せすることもあるのです、ご担当者の記入もお願いします。
回収状況報告書（第11号様式）	別紙の記入例を参考にご記入ください。
利子補給金請求書	市計算額と差異がなければ他の書類と一緒にご返送ください。 差異がある場合は、市で改めて計算・ご連絡しますので、そのあとに返送ください。
支払金口座振替依頼書	押印、ご記入をお願いします。
代表者変更届	金融機関の代表者名が年度当初契約時と異なる場合は提出してください。
利子補給金内訳・計算書	金額のご確認、修正をお願いします。 修正は、赤字でお願いします。

(2) 利子補給金支払い後に利子補給停止事案が発覚した場合

利子補給金を支払い後に、市外転出等の利子補給停止事案が発覚した場合は、次の利子補給時に調整します。

遡って利子補給停止を行い、多く支払った分を差し引いて、お支払いします。

◇年度当初の契約について

(1) 契約意向確認

- ① 毎年2月末頃に、次年度の契約意向確認をします。
- ② 同封のパンフレット（案）や契約利率をご確認いただき、契約意向のご回答をお願いします。
- ③ 次年度に、条例改正等で制度の内容に変更がある場合は、このタイミングでお知らせします。

(2) 契約手続き

- ① 意向確認が終了したあと、契約書（正・副）を送付します。契約書の乙の欄に4月1日現在の契約者名（支店長名等）を記入・押印してください。（2部とも作成）
※押印は鮮明をお願いします。
- ② 契約書の表と裏に契約印で割印を押印して下さい。
- ③ 契約書（正・副）と同封の「多摩市中小企業事業資金貸付けあっせん担当者届」をあわせてご提出ください。

(3) 契約完了

- ① 返送された契約書に市長印を押印後、各種報告様式、パンフレットを同封し、送付します。
- ② パンフレットが不足した場合は、ご連絡ください。追加で送付します。

◇その他の注意事項について

(1) あっせん通知受け取り後に変更が生じたら・・・

すぐに、多摩市にご連絡ください。変更内容によっては、あっせん番号の変更やあっせん通知書の出し直しが必要になります。

変更の報告が、融資実行後になってしまうと、あっせん取り消しが発生する可能性があります。

(2) 都連携について

令和6年の融資制度連携の条件は以下のとおりです。都連携の場合、あっせん申込書とあっせん通知書に「都制度併用」の印があります。なお、連携をしている融資メニューは「小規模企業者支援資金（小口）」と「創業支援資金」のみです。

【小規模企業者支援資金】

・貸付期間が3年越えの場合、都連携

	3年以内	3年越え 5年以内	5年越え 7年以内
東京都	1.9%	2.1%	2.3%
多摩市	1.975%	1.975%	1.975%
都連携	×	○	○

【創業支援資金】

以下の要件を全て満たす場合、都連携

・貸付期間が5年越えの場合

・責任共有制度の対象になる場合（信用保証協会の審査で創業関連保証が付かない場合）

	3年以内	3年越え 5年以内	5年越え 7年以内
東京都	1.7%	1.8%	2.0%
多摩市	1.975%	1.975%	1.975%
都連携	×	×	○

(3) 設備資金について（特に車両）

あっせん金額<設備資金となるようにお願いします。車両の値引き等には、十分ご注意ください。万が一、設備資金で変更が生じた場合は、多摩市にご連絡ください。

(4) 各様式の掲載場所

各種報告様式は、多摩市の公式HPからもダウンロードできます。サイト内検索で「【金融機関向けページ】中小企業事業資金貸付けあっせん事業様式集」と検索いただくか、下記のURLからご利用ください。

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/1012227/1012232/1012606.html>

(5) 利子補給の停止事由について

利子補給	事由
停止	市外転出、延滞、(一部)全部繰上返済、代位弁済※1、代表者の死亡※2
	貸付条件変更(月々返済額変更、償還期間変更等)
不停止	氏名変更、住所変更(市内)、法人名変更、法人登記住所変更(市内)、法人成り
	約定日変更、
	一部繰上返済

※1 代位弁済の場合は、「代位弁済報告書」に記載の「滞納日」をもって利子補給を停止する。

※2 代表者が死亡しても、相続人が返済を引き継ぎ、金融機関が了承すればそのまま利子補給できる。